

ジンバブエにおける新型コロナウイルス発生確認状況と入国規制について（4月3日）

1. ジンバブエでの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）発生（確認）状況

（4月2日付，ジンバブエ政府発表）

- 感染者累計確認数 9人
（うち死者数 1人）

2. ジンバブエ国における出入国制限について

3月23日夜，ムナンガグワ大統領は，国境措置として貨物の移動を除き不要不急(non-essential)の人の移動（出国・入国とも）を禁じ、また、ジンバブエ国民による帰国の場合を除き当国への出入国に関して国境を閉鎖する（will close all borders）と発表しました。

◆各空港及び国境の状況は次のとおりです。（4月3日現在）

（1）空港

ア 入国

下記の方は入国が許可されます。

- ・ジンバブエ国籍を持つ方
- ・ジンバブエでの有効な居住許可を取得している方

イ 出国

各空港において出発便がある場合で、かつ、目的地（経由地）が日本人の受け入れを拒否していない場合は出国ができます。

（2）国境（陸路）

ア 入国

下記の方（又は車両）は入国が許可されます。

- ・ジンバブエ国籍を持つ方
- ・ジンバブエでの有効な居住許可を取得している方
- ・貨物車両

イ 出国

下記の方（又は車両）は出国が許可されます。

- ・ 出国先で受け入れが認められている場合。
- ・ 貨物車両

今後、この運用は流動的に変更される可能性があります。

当国を訪問される予定のある方や当国に滞在されている方は、今後、これらの情報にご注意下さい。

3. 参考リンク

(1) 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2) 外務省：海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(3) ジンバブエ保健育児省ホームページ

<http://www.mohcc.gov.zw/>